

令和7年度オンライン国際交流プログラム運営業務委託企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、1人1台タブレット端末や高速インターネットの環境等を活用して、海外の教育機関や日本在住の海外からの留学生等とつながり、英語を用いた遠隔授業や生徒間交流を実施するにあたり最も優れた企画力、経験及びノウハウ等を持つ事業者に業務を委託するため、プロポーザル（企画提案方式）で実施するものである。

2 業務委託の名称

令和7年度オンライン国際交流プログラム運営業務委託

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

4 契約限度額

4,950,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※限度額を超えたものは失格とする。

5 委託業務の内容

別添『令和7年度オンライン国際交流プログラム運営業務委託要領』のとおり。

6 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又は会社等

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とした団体や個人でないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体や個人でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

7 委託先の選定方法

公募による企画提案方式とする。委託先の選定は、別に定める評価基準により、令和7年度オンライン国際交流プログラム運営業務委託企画提案審査委員会の委員が審査し、決定する。

8 応募方法等

(1) スケジュール

令和7年10月31日（金）	高校教育課HPへの掲載
令和7年11月7日（金）	参加表明書、誓約書及び質問書の提出期限
令和7年11月10日（月）	質問書に対する回答期限
令和7年11月11日（火）	企画提案書、辞退届の提出期限
令和7年11月12日（水）	1次選定結果の通知
令和7年11月14日（金）	プレゼンテーション
令和7年11月19日（水）	2次選定結果の通知（予定）

(2) 企画提案の参加申込

公募企画提案への参加を希望するものは、参加表明書（様式1）及び上記6に掲げる要件を満たす誓約書（様式2）並びに関係する資料を令和7年11月7日（金）午後5時までに提出し、資格審査を受けなければならない。

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は辞退届（様式3）を令和7年11月11日（火）午後3時までに提出すること。

ア 提出方法 持参又は郵送による。

イ 提出先 静岡県教育委員会高校教育課指導第1班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館7階

(3) 募集する企画提案の内容等

ア 基本的な考え方

(ア) 企画提案書の提出にあたっては、委託業務内容を十分に理解したうえで作成すること。

(イ) 上記5に掲げる委託業務の内容を専門的視点から精査し、必要があれば修正を加え、企画提案を行うこと。

(ウ) 関係法令等を遵守し、所要の措置を講じること。

イ 企画提案書について

(7) 企画提案書の構成等

- a 企画提案書の構成は自由であること。
- b 企画提案書は、委託業務をどのような方針や手法で展開し、活動していくか、図表等を用いてわかりやすく表現すること。
- c 企画提案書は、A4判で作成のこと。

(イ) 提出部数等

提出部数は7部とする。

(ロ) 留意事項等

- a 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- b 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- c 企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。
- d 提出された企画提案書は返却しない。また、採用された企画提案書を除き、提案者に無断で使用しない。

(エ) その他

企画提案書作成及び提出、プレゼンテーション審査等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

(4) 提案書の提出方法等

ア 提出書類

企画提案書の提出書（様式4）、企画提案書（任意様式）、業務実績表（様式5）、見積書（任意様式）、見積額内訳書（任意様式※）

※「見積額内訳書」は、別紙参考様式を参考の上作成すること。

(7) 見積書作成上の注意

提案した内容を実施するために必要な経費を示すこと。

(イ) 業務実績表作成上の注意

これまでの主な活動実績、国又は地方公共団体、若しくは国又は地方公共団体が出資する法人等からの受託事業の実績について、当該業務の名称、契約相手、契約金額及び概要を記載すること。

イ 提出方法

直接持参又は郵送によること。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間とすること（ただし、正午から午後1時までの間は除き、令和7年11月11日（火）は午後3時までとする。）

ウ 提出期限

令和7年11月11日（火）午後3時まで（必着）

エ 提出先

静岡県教育委員会高校教育課指導第1班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館7階

(5) 質問事項の受付け及び締め切りについて

本要領等の内容についての質問は質問書（様式6）により令和7年11月7日（金）

午後5時までに提出することとし、締め切り時刻以降の質問は受け付けない。

ア 提出方法 持参、郵送又はメールによる。

イ 提出先 静岡県教育委員会高校教育課指導第1班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館7階

ウ 回答期限 回答は、令和7年11月10日（月）までに、参加表明書を提出した者全てにメールにて通知する。

9 審査

(1) 事前審査

企画提案者が多数となった場合は、プレゼンテーションを行う者をあらかじめ書面審査し、4者程度に選定することがある。その場合、事前審査の結果は、令和7年11月12日（水）までにメールにて通知する。

(2) プレゼンテーション

日時：令和7年11月14日（金）（予定）

場所：県庁内会議室（静岡市葵区追手町9番6号）

※説明時間等は参加表明者に別途通知するものとする。

ア 1提案あたりのプレゼンテーションの時間は20分（説明10分、質疑10分）とする。

イ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

ウ プレゼンテーションは非公開で行うものとする。

(3) 審査

令和7年度オンライン国際交流プログラム運営業務委託企画提案審査委員会の委員が審査する。

10 選定方法

令和7年度オンライン国際交流プログラム運営業務委託企画提案の評価基準（別紙）による。

11 選定結果の伝達方法及び説明

(1) 選定結果は、辞退者を除く全ての企画提案者に文書により通知する。

(2) 説明は、電話又は来庁面会による。

12 その他

(1) 契約手続きに使用する言語並びに通貨は日本語及び日本円とする。

(2) 契約の締結は契約書による。

(3) 採用した企画提案書に関する一切の権利は、静岡県に帰属する。

(4) 本業務は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施にあたっては、委託者と協議して実施内容を決定する。なお、協議によって変更した業務に伴う必要経費の増減は契約限度額内で調整するものとする。

13 問い合わせ先

静岡県教育委員会高校教育課指導第1班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館7階

電 話：054-221-3296

F A X：054-251-8685

e-mail：kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp

別紙

令和7年度オンライン国際交流プログラム運営業務委託企画提案の評価基準

プロポーザル審査は、企画提案書、見積書等の関係書類及び参加者からの説明等について、以下の評価基準に基づき実施する。

大項目	小項目	具体的な観点
企画性 (25点)	(1) 事業の理解	事業の趣旨を十分に理解し、目的に合致した内容となっているか。
	(2) オンライン国際交流プログラムの運営及び英語能力向上への支援方法	オンライン国際交流プログラムの有効な運営ができ、英語力向上への支援方策が充分であるか。
	(3) 学校との連携方法	学校との連携方法が具体的になっているか。
	(4) 業務内容	委託要領に示した業務内容をあらゆる角度から検証した内容となっているか。
	(5) 団体独自の提案の企画	団体独自の提案が具体的で県の施策方針に合致した優れた企画になっているか。
信頼性 ・ 実効性 (20点)	(1) 過去の活動内容・実績	今までに、オンライン国際交流等の活動を実施し、効果的な成果をあげているか。
	(2) 組織運営基盤	事業を実施できる組織運営基盤があるか。
	(3) 運営スタッフの充実	事業実行可能な運営スタッフが確保できているか。
	(4) 県事業の受託実績	過去に県事業の受託実績があるか。また当該事業において効果的な成果をあげているか。
経済性 (5点)	(1) 事業費、費用対効果	提案内容が、見積価格に見合った内容になっているか。また費用に対する事業効果が適正な水準にあるか。